

業務の運営に関する規定

事業所名 協同組合 JBU

第1 求 人

- 1 本所は、外国人技能実習制度に基づく中国からの技能実習生の受入れに関する職業紹介に関する限り、協同組合 JBU の構成員である企業（以下、「傘下企業」といいます。）からの求人の申込みのみについてこれを受理します。

ただし、その申込みが法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不相当である場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来所されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共にお申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによるお申込みでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックス又は電子メールの使用により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、外国人技能実習制度に基づく外国からの技能実習生の受入れに関する職業紹介に関する限り、求職の申込みについてこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 求職者が外国在住の場合は、本組合と協定する外国の取次機関を経由し、所定の求職票と所定の添付書類と共に、郵便、ファックス又は電子メールにて申し込みください。

求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦に滞在中の場合は、求職者が直接来所されて、所定の求職票及び所定の添付書類と共に申し込みください。

第3 紹 介

- 1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の主旨を踏まえ、外国人技能実習制度の範囲内において、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人者の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職者が外国在住の場合は本組合と協定する外国の取次ぎ機関を経由し求職者の方に、求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦在住の場合は直接求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。

- 4 求職者の方を求人者に紹介する際には、求職者が外国在住の場合は外国の取次ぎ機関と本組合にて調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介を致します。求職者の方が外国人技能実習制度に基づき本邦滞在中の場合は、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行って頂きます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。
- 7 就職が決定し雇用契約（予約）を終結する際には、求人者から別表の手数料に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関と及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等から苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用契約を締結しましたならば、求人者、求職者双方から本所にその報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用契約を締結しなかった場合にも、同様に報告してください。
- 3 本所は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求人者又は求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本所の取扱職種の範囲は、外国人技能実習制度に基づく中国からの技能実習生の受入れに限定するものです。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されておりますので、ご不審な点は係員に詳しくおたずねください。

2011年 4 月 1 日

協同組合 JBU

代表者 代表理事 田邊 豊

個人情報適正管理規定

事業所名 協同組合 JBU

- 1 個人情報を取り扱う本組合内の職員の範囲は、技能実習生の受入れを担当する職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 田邊 裕紀子 とする。
- 2 職業紹介責任者は、個人情報を取扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該請求に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的な事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 田邊 裕紀子 とする。

様式例第3号-1 【一般登録型】

手数料表
(一般登録型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 (※1)	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (※2)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 300,000 円 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 300,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 (※3) *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 300,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税(※4)は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 ユ - 27 - 301348

事業所の名称及び所在地 協同組合 JBU

大阪府堺市堺区向陵中町4丁4番1号三栄ビル501号

返戻金制度について

当組合の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人都合によりまたは就業規則違反等の責に帰すべき事由により解雇された場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還するものとする。

(1) 入社後 1 ヶ月未満に雇用契約が終了した場合	100%
(2) 入社後 1 ヶ月以上、2 ヶ月未満に雇用契約が終了した場合	50%
(3) 入社後 2 ヶ月以上、3 ヶ月未満に雇用契約が終了した場合	30%

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があることとする。

但し、求職者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に求職者が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。また、求職者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

また、求職者が上記等の理由以外で専ら求人者の都合により退職することとなった場合にも、紹介手数料の返戻は行わないものとする。